

第2章 障がい者のために

1 障がい福祉サービス

担当課 障がい福祉課 障がい福祉係 ☎225-2221

※詳しくは、障害福祉制度のあらまし「ふれあいをもとめて」をご覧ください。

(1) 相談機関

施設名	業務内容	問合せ先
神奈川県立 総合療育相談センター	18歳以上の身体障がい者及び知的障がい者の医学的・心理学的・機能的判断を始め各種の相談、援助を行う機関です。原則として福祉事務所を経由します。	神奈川県障害支援部福祉課 藤沢市亀井野3119 ☎0466-84-5700(代)
神奈川県 精神保健福祉センター	精神保健福祉に関する総合的な地域精神保健福祉活動の拠点として、各種の相談・指導及び社会復帰援助等を行う機関です。	横浜市港南区芹が谷2-5-2 ☎045-821-8822
神奈川県 厚木児童相談所	児童（0歳～18歳未満）のあらゆる問題についての相談・援助等を行う機関です。	厚木市水引2-11-7 ☎240-6430
神奈川県 厚木保健福祉事務所	地域における保健・福祉の向上を図るため、専門的な相談援助や保健指導などを行う機関です。	厚木市水引2-3-1 ☎224-1111(代)
厚木公共職業安定所 (ハローワーク厚木)	担当の職業指導官及び障がい者相談員が、就職のお世話から就労後のアフターケアなど職業紹介・相談を行います。	厚木市寿町3-7-10 ☎296-8609
厚木市障がい者基幹 相談支援センター ゆいはあと	市域の障がい者の相談支援体制の中核的な役割を担い、「厚木市障がい者相談支援センター」や「厚木市地域包括支援センター」と情報を共有し連携します。	厚木市中町1-4-1 (厚木市保健福祉センター内) ☎225-2904

施設名	業務内容	問合せ先
厚木市障がい者 相談支援センター	障がいのある方が地域で 安心した生活を営むことが できるように、日常生活の 不安や悩み、権利擁護など の相談を受けます。 また、障がい福祉サービ スの利用援助、関係機関の 紹介や調整など、本人やそ の家族の意向を確認しなが ら個別の支援を行います。	厚木障がい者相談支援センター ハートラインあゆみ (厚木地区) 厚木市中町4-6-11山口ビル201 ☎259-5713
		依知障がい者相談支援センター いっぽ (依知地区) 厚木市関口831-1 ☎280-4875
		睦合障がい者相談支援センター あつあい相談支援事業所『からふる』 (睦合地区) 厚木市三田1-4-16-102 ☎281-7909
		睦合南障がい者相談支援センター さんぼみち (睦合南地区) 厚木市妻田西1-17-30 ☎204-4655
		荻野障がい者相談支援センター あつあい相談支援事業所『ここから』 (荻野地区) 厚木市鳶尾2-25-10 ☎281-7908
		小鮎・玉川障がい者相談支援センター相 談支援事業所すぎな (小鮎・緑ヶ丘地区、玉川・森の里地区) 厚木市小野2136 ☎247-7111
		南毛利障がい者相談支援センター ちいさな世界 (南毛利地区) 厚木市恩名1-5-7第二栄光ビル301 ☎205-4307
		相川・厚木南障がい者相談支援センター 相談支援事業所 立志 (相川・南毛利南地区、厚木南地区) 厚木市愛甲1-9-18-102 ☎265-0711

(2) 各種手帳

サービスの名称等	内 容	対象者等
身体障害者手帳	身体に障がいのある方が、さまざまなサービスを利用するために必要な手帳です。	視覚、聴覚、平衡機能、音声機能、言語機能、そしゃく機能、肢体（上肢・下肢・体幹・乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能）、心臓機能、じん臓機能、呼吸器機能、ぼうこう又は直腸機能、小腸機能、免疫機能、肝臓機能に永続する障がいがある方
療育手帳	障がいの程度、判定の記録などが記入され、さまざまなサービスを受けやすくすることを目的に交付します。	児童相談所又は総合療育相談センター（障害者更生相談所）で知的障がいと判定された方
精神障害者保健福祉手帳	各機関の協力を得て各種支援策を行いやすくし、精神障がい者の自立と社会参加の促進を図ります。	精神障がいのために日常生活又は社会生活上に制限があり、手帳の交付を希望する方。ただし、精神障がいと診断された日から6か月以上経過しており、かつその症状等が持続しているか、精神障がいを支給事由とする年金又は特別障害給付金を受けていることが必要です。

(3) 障がい者施設

施設名	業務内容	対象者等
障害者地域活動支援センター	地域で自立した生活を営むことができるよう、創作的活動等の機会の提供、社会との交流の促進、日常生活に必要な便宜の供与等を行います。	左記の活動を必要とする、自力で通所できる方
知的障害者福祉ホーム	就労しながら独立した生活ができるよう健康管理等生活に必要な指導を行います。	日常生活が円滑にできる知的障がい者で、共同生活を行うことが可能な方
障害者グループホーム	食事や居室の提供に加えて日常生活の指導、関係機関との連絡調整、就労、通所指導などを行います。	日常生活が円滑にできる障がい者で地域において共同生活が可能なる方

施設名	業務内容	対象者等
障害者支援施設 (身体障害者入所支援施設)	入所により入浴・排泄・食事の介護等、日常生活上の支援を行います。	身体障害者手帳を所持している身体障がい者で、居宅において生活することが困難な方
障害者支援施設 (知的障害者入所支援施設)	入所により入浴・排泄・食事の介護等、日常生活上の支援を行います。	療育手帳を所持している知的障がい者で、居宅において生活することが困難な方

(4) 補装具・日常生活用具交付等

サービスの名称等	内 容	対象者等
補装具の交付と修理	総合療育相談センターの医師の判定等に基づき、障がいの内容及び程度に応じて、必要とされる補装具の交付、修理に対する費用の支給が受けられます。	身体障害者手帳の交付を受けている方及び難病患者等 (介護保険被保険者で介護保険に定める福祉用具貸与者を除く)
日常生活用具の給付	在宅の重度障がい者等の日常生活がより円滑に行われるための用具を給付します。	在宅の重度障がい児者及び難病患者等 (介護保険被保険者で介護保険に定める福祉用具貸与者を除く)
軽度・中等度難聴児補聴器購入費等助成事業	身体障害者手帳の対象とならない18歳未満の難聴児に対して、補聴器の購入費の一部を助成します。 (事前相談を要します。)	在宅の身体障害者手帳交付対象とならない児童 (両耳の聴力が30db以上)
重度身体障害者家具転倒防止器具設置事業	自ら家具転倒防止器具を設置することが困難な障がい者世帯に家具転倒防止器具の設置をします。	1・2級の身体障害者手帳の交付を受けている重度障がい者のみの世帯及び1・2級の身体障害者手帳の交付を受けている重度障がい者と65歳以上の高齢者で構成される世帯 たんす等の家具4台まで無料

(5) 医療制度

サービスの名称等	内 容	対象者等
自立支援医療 (更生医療)	障がいの程度を軽減したり、機能回復を図るための医療費の自己負担額を原則1割に軽減する制度です。 (利用者の世帯の所得状況に応じて負担上限月額の設定あり)	18歳以上の身体障害者手帳を交付されている方で更生のために医療が必要な方
自立支援医療 (育成医療)	指定医療機関に入院(通院)した身体障がい児に対し、生活能力を得るために必要な医療費の自己負担額を原則1割に軽減する制度です。 (利用者の世帯の所得状況に応じて負担上限月額の設定あり)	18歳未満の身体障がいのある方で、確実な治療効果が期待できる方
自立支援医療 (精神通院医療)	精神疾患の治療のための通院にかかる医療費の自己負担額を原則1割に軽減する制度です。(利用者の世帯の所得状況に応じて負担上限月額の設定あり)	精神疾患を有する方で、通院による精神医療を継続的に要する程度の病状にある方
障がい者歯科診療 (予約制) (健康医療課 健康医療係) ☎225-2174	○診療内容 ・障がい者歯科診療 火曜日 午後1時30分～5時 木曜日 午前9時～正午 午後1時30分～5時 ・摂食・嚥下機能発達支援診療 月1回 土曜日 午前9時30分～午後1時 ・口腔衛生指導 土曜日 午後1時30分～5時 ○休診日 祝日・年末年始等 ○予約受付時間 月～金曜日 午前9時～正午 午後1時～4時30分 ※完全予約制。受診の際は必ず事前にご予約をお願いします。 ○診療所 厚木市歯科保健センター (中町1-4-1 厚木市保健福祉センター1階) ○持ち物 保険証・医療証・障害者手帳・おくすり手帳(薬の明細書) ○連絡先 ☎224-6081	障がいのある方で、県央地域にお住まいの方 障がいのある方で、厚木市、愛川町、清川村の学校・施設等に市外から通学・通所等されている方

(6) 在宅援護・支援事業

サービスの名称等	内 容	対象者等
計画相談支援	障害福祉サービスの利用を希望する方にサービス等利用計画の作成を行います。また、サービス等の利用状況の検証(モニタリング)を行い、必要に応じ計画の見直し等を行います。	障害福祉サービスの利用を希望する又は利用している身体障がい者、知的障がい者又は精神障がい者の方
居宅介護 (ホームヘルプサービス)	居宅において、入浴、排泄及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事並びに外出時における移動の介護等を行います。	障がい者の方で、日常生活を営むのに支障がある方
重度訪問介護	居宅において、入浴、排泄及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事並びに外出時における移動中の介護等を総合的に行います。	重度の肢体不自由者、知的障がい者、精神障がい者の方で常時介護を必要とする方
同行援護	視覚障がいにより、移動に困難がある障がい者の外出時に同行し、移動に必要な情報の提供や移動の援護を行います。	視覚障がい者の方で、屋外で移動に困難がある方
行動援護	障がい者が行動する際の危険を回避するために必要な援護、外出時における移動中の介護を行います。	知的障がい者又は精神障がい者の方で、行動するうえで困難がある方
手話通訳者設置	手話通訳者を障がい福祉課内に配置して事務手続き等の利便を図ります。 月曜日～金曜日 午前8時30分～午後5時15分	聴覚障がい者、音声・言語機能障がい者の方
手話通訳者・要約 筆記者の派遣	公的機関、医療機関等へ行くとき又は、公的機関等が開催する研修会行事等に出席する場合に通訳者を派遣します。	聴覚障がい者・音声・言語機能障がい者の方
移動支援	屋外で移動に困難がある障がい者について、自立生活及び社会参加に伴う外出のための介護を行います。	身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方 (同行援護事業の対象者を除く)
日中一時支援	障がい者等の家族の就労支援及び日常的に介護している方の一時的な休息を目的に、障がい者等の日中における活動の場を確保します。	在宅の身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者の方

サービスの名称等	内 容	対象者等
生活介護	日中の入浴、排泄及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事並びに創作的活動又は生産活動の機会を提供します。	施設等で常時介護を必要とする身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者の方
児童発達支援	児童発達支援センターや児童発達支援事業所に通って、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練などを行います。	身体障がい児、知的障がい児、精神障がい児の方
居宅訪問型 児童発達支援	居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練その他必要な支援を行います。	重度の障がいの状態その他、これに準ずるものとして厚生労働省令で定める状態にある障がい児であって、児童発達支援等の障害児通所支援を受けるために外出することが著しく困難な障がい児の方
放課後等デイサービス	通学中の障がい児が、授業の終了後、又は休日にサービスを提供する事業所などに通って、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進などを行います。	就学している身体障がい児、知的障がい児、精神障がい児の方
保育所等訪問支援	保育所など、障がい児が集団生活を営む場などを訪問し、集団生活への適応のための専門的な支援などを行います。	集団生活を営む施設に通う身体障がい児、知的障がい児、精神障がい児の方
障害児相談支援	障がい児通所支援等の利用を希望する方に障がい児支援利用計画の作成を行います。また、支援決定されたサービス等の利用状況の検証(モニタリング)を行い、必要に応じ計画の変更等を行います。	障がい児福祉サービスの利用を希望している又は利用している身体障がい児、知的障がい児、精神障がい児の方
短期入所 (ショートステイ)	居宅で障がい者の介護を行う者の疾病等により、障がい者を介護できない場合に、一時的に施設等に入所をさせ、入浴、排泄及び食事その他の必要な保護を行います。	在宅の身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者の方

サービスの名称等	内 容	対象者等
自立訓練	自立した日常生活や社会生活を営むことに必要な身体機能又は生活能力を高めるための訓練を行います。	身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者の方
就労移行支援	就労に必要な知識や能力を高めるための訓練を行います。	就労を希望する身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者の方
就労継続支援	継続的な就労や就労に必要な知識や能力を高める訓練を行います。	通常の事業所に雇用されることが困難な障がい者の方
就労定着支援	障がい者の就労の継続を図るため、企業、障害福祉サービス事業者、医療機関等との連絡調整を行うとともに、雇用に伴い生じる日常生活又は社会生活を営む上での各般の問題に関する相談、指導及び助言等の必要な支援を行います。	就労移行支援、就労継続支援、生活介護、自立訓練の利用を経て一般就労へ移行し、6月以上経過している障がい者で、就労に伴う環境変化により生活面の課題が生じており、就労継続期間が3年6月未満の方
自立生活援助	居宅において単身等で生活する障がい者につき、定期的な巡回訪問又は随時通報を受けて行う訪問、相談対応等により、居宅における自立した日常生活を営む上での各般の問題を把握し、必要な情報の提供及び助言並びに相談、関係機関との連絡調整等の自立した日常生活を営むために必要な援助を行います。	①障害者支援施設やグループホーム、精神科病院等から地域での一人暮らしに移行した障がい者等で、理解力や生活力等に不安がある方 ②現に一人で暮らしており、自立生活援助による支援が必要な方 ③障がい、疾病等の家族と同居しており（障がい者同士で結婚している場合を含む）、家族による支援が見込めないため、実質的に一人暮らしと同様の状況であり、自立生活援助による支援が必要な方
重度身体障害者入浴サービス	家庭において入浴困難な重度障がい者に対して、訪問入浴サービスを行います。	身体障害者手帳1・2級でねたきりの状態が今後も継続すると認められ、かつ医師が入浴可能であると証明した方で、自力で入浴することが困難な65歳未満の方

サービスの名称等	内 容	対象者等
<p>重度障害者 理髪サービス</p>	<p>年間6回を限度に理髪券を交付し、出張理髪サービスを行います。</p>	<p>10歳以上65歳未満のねたきり又はこれと同様の状態により理容店等を利用することができない在宅重度障がい者の方</p>
<p>重度身体障害者 寝具乾燥消毒サービス</p>	<p>寝具（敷布団、掛布団、毛布）の丸洗いと乾燥消毒を年2回実施します。</p>	<p>65歳未満の下肢又は体幹機能障害1級又は2級の方で、その障がいの状態により1日の大半をねたきりで過ごし、寝具の衛生管理が困難な状態にある方</p>
<p>重度身体障害者等 緊急通報システム</p>	<p>重度障がい者のみの世帯又は重度障がい者と高齢者の世帯に、緊急通報システム機器を貸与します。</p>	<p>身体障がいの状態により常時注意を要する状態にある方で、緊急時に他の世帯員による対応が困難である身体障害者手帳1級又は2級の者で構成される世帯又は重度障がい者と65歳以上の者で構成される世帯の方</p>
<p>メディカルショート ステイ事業</p>	<p>在宅で常時医学的管理が必要な重症心身障がい児が、家族などによるケアを一時的に受けられない場合に医療機関に入院をします。</p>	<p>医療的ケアを必要とする障がい児（年齢等の要件あり）</p>
<p>重度障害者 訪問看護支援事業</p>	<p>在宅の重症心身障がい児・者が訪問看護を利用したときに、利用時間を延長して、訪問看護師が家族に代わり医療的ケア及び療養上の行為を行います。</p>	<p>医療保険制度等による訪問看護を利用している重症心身障がい児・者</p>
<p>小児慢性特定疾病児童 日常生活用具給付事業</p>	<p>小児慢性特定疾患児が居宅において円滑に生活ができるよう日常生活用具を給付します。</p>	<p>小児慢性特定疾患治療研究事業の対象となる児童の方（児童福祉法等、他の施策の対象となる方を除く）</p>

(7) 地域療育

サービスの名称等	内 容	対象者等
療育相談センター 「まめの木」	療育に関する情報提供や助言、指導等を行う療育相談、保護者がこどもの特性を理解するために、保育士が担当する「グループ指導」や各専門の療法士が担当する「個別指導」等により、経過観察を実施します。なお、こどもを遊ばせながら、気軽に相談ができる親子サロンを併設しています。また、地域の療育環境の充実を図るため、保育所、幼稚園等の関係機関に対する巡回相談や研修会等を行います。	<ul style="list-style-type: none">・療育相談…市内在住の児童とその保護者（サロン室を利用できる児童は就学前まで）・経過観察…就学前の児童とその保護者

(8) 住宅助成

サービスの名称等	内 容	対象者等
重度障害者 住宅設備改善費助成	玄関・台所・便所等を改造する場合、最高80万円を限度に補助します。 (介護保険制度の住宅改修が優先されます。) (所得制限があります。) (事前相談を要します。)	<ul style="list-style-type: none">・身体障害2級以上の者で、その障がいの程度により移動が困難な方・知能指数35以下の方・身体障害3級で、知能指数50以下の方 (その他、要件あり)
障害者グループホーム 家賃助成	入居者が負担すべき月額家賃(食費、光熱水費、日用品費、共益費等は除く。)を、2万円を上限に助成します。	障害者グループホームに入居している方

(9) 交通機関・タクシー関係助成

サービスの名称等	内 容	対象者等
身体障害者自動車運転 訓練費助成	自動車運転免許証を取得する場合、技能教習に要した経費の3分の2の額を、5万円を限度に補助します。	下肢・体幹又は内部機能障害1級から4級の方及び上肢機能障害1級の方
身体障害者 自動車改造費助成	自らが所有し運転する自動車のハンドル・ブレーキ・アクセル等を改造する場合5万円を限度に補助します。(所得制限があります。)	身体障害者手帳を所持している方

サービスの名称等	内 容	対象者等
障害者施設通所 交通費助成	<p>社会福祉施設に通所する障がい者に対し、月額交通費の3分の2の額を助成します。(自家用車・施設有料送迎バス・介護タクシー等を用いた場合は一月の上限額を設けています。)</p>	<p>厚木市の援護を受けている障がい者のうち、社会福祉施設に通所し、作業活動等を行っている方</p>
自動車ガソリン 購入費助成	<p>在宅重度障がい者の移動手段として運行する自動車燃料のガソリン購入費用の一部を助成します。 1枚1,200円のガソリン購入券を、自己運転は1か月2枚、家族運転は1か月1枚を申請月から3月分まで交付します。 ただし、9月以降の申請は、8か月分、自己運転は16枚、家族運転は8枚交付します。</p>	<p>自己運転の方 身体障害者手帳1級から3級の方(自己所有自己運転の方のみ)</p> <p>家族運転の方 身体障害者手帳1級・2級の方(視覚障害・じん臓機能障害の方は3級まで) 知能指数35以下の方 身体障害者手帳3級で知能指数50以下の方 障がい者又は生計を一にする者が所有する自動車を障がい者のために障がい者又は生計を一にする者が運転するとき</p>
福祉タクシー 利用費助成	<p>公共交通機関の利用が困難な在宅重度障がい者に福祉タクシー券を交付します。 1枚400円の福祉タクシー利用券、1か月6枚を申請月から3月分まで交付します。 ただし、9月以降の申請は、8か月分(48枚)交付します。</p>	<p>身体障害者手帳1・2級の方(視覚障害・じん臓機能障害の方は3級まで) 知能指数35以下の方 身体障害者手帳3級で知能指数50以下の方 障害福祉サービス受給者証の障害種別5(特定疾患医療受給者)で障害支援区分のあるものをお持ちの方 精神障害者保健福祉手帳1級の方</p>
公共交通機関の 運賃の割引	<p>各種手帳の提示によりJR・私鉄・航空・バス・タクシー・フェリー運賃の割引が受けられます。 各公共交通機関により内容・取扱いが異なりますので、詳しくは各鉄道会社にお問い合わせください。</p>	<p>障害者手帳を所持されている方(介護者も運賃割引が適用される場合があります。詳細は各公共交通機関にお問い合わせください)</p>

サービスの名称等	内 容	対象者等
有料道路通行料の割引	福祉事務所で有料道路障害者割引申請をし、割引適用受けることで、有料道路の通行料が割引になります。ETC利用者も割引が受けられます。オンライン申請もできます。	身体障害者手帳又は療育手帳の1種の方は、本人が乗車していれば割引が受けられます。2種の方は、本人が運転している場合のみ割引が受けられます。事前登録されていない自動車も割引が受けられません。法人名義の自動車は登録できません。

(10) 体育大会等

サービスの名称等	内 容	対象者等
障がい者体育大会	障がい者の体力の増進と相互の親睦を図るため毎年秋に開催します。	市内在住の障がい者及び市内社会福祉施設に入所中の障がい者
精神保健福祉地域交流事業	精神障がいに対する理解を深めるための活動を行います。	市内在住の障がい者、地域住民及び関係機関や団体等

(11) 障がい者専用 NET119 緊急通報システム

サービスの名称等	内 容	対象者等
聴覚・音声・言語障がい者用 NET119 緊急通報システム	音声による119番通報が困難な聴覚または音声・言語に障がいのある方がGPS機能付きの携帯電話またはスマートフォンを利用して火災や救急などの緊急通報を行い、消防車や救急車を要請することができるものです。なお、ご利用するには事前の登録が必要です。	聴覚・音声言語障がい者

(12) 障がい者用 FAX119 番通報

サービスの名称等	内 容	送付先
聴覚・音声・言語障がい者用 FAX119 番通報	音声による119番通報が困難な聴覚または音声・言語に障がいのある方が、書面によるFAX119番通報を行い、消防車や救急車を要請することができるものです。	消防FAX 局番なしの「119」

(13) 障がい者・ボランティア団体

種 別	団 体 名	問合せ先
障がい者団体	厚木市身体障害者福祉協会	☎225-2915
	厚木市手をつなぐ育成会	☎225-2947 (社会福祉協議会援護係)
	厚木市自閉症児・者親の会 厚木市視覚障害者協会 厚木市聴覚障がい者協会 精神保健福祉促進会「フレッシュ厚木」	☎225-2221 (障がい福祉課)
ボランティア団体	厚木市点訳赤十字奉仕団 厚木市録音赤十字奉仕団 厚木市誘導赤十字奉仕団 厚木市手話サークル「あゆの会」 あつぎ文字通訳「道」 厚木障害者PCサポートクラブ	☎225-2789 (社会福祉協議会 ボランティアセンター)

2 手当

担当課 障がい福祉課 障がい福祉係 ☎225-2221

サービスの名称等	内 容	対象者等
厚木市心身障害者福祉手当	<p>毎年4月1日現在、市内に住民登録し、居住している重度・中度の障がい者に支給します。</p> <p>※ただし、次のいずれかに該当する場合は、対象となりません。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・施設に入所している方(障害者支援施設、障害児入所施設、特別養護老人ホーム) ・特別障害者手当、障害児福祉手当、神奈川県在宅重度障害者等手当を受給している方 ・他の市区町村の支給決定により、障害者総合支援法に基づく障害福祉サービスを受けている方 ・市民税が課税されている方 	<p>身体障害者手帳1級から4級の方</p> <p>知能指数75以下の方</p> <p>精神障害者保健福祉手帳1・2級の方</p>
神奈川県在宅重度障害者等手当	<p>毎年8月1日現在、県内に6か月以上継続して居住している、在宅の重度重複障がい者に支給します。</p>	<p>65歳未満で障害者認定を受けた障がい者で、①1・2級の身体障害者手帳の交付を受けている方②知能指数35以下の方③1級の精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方のうち、2つ以上に当てはまる方あるいは、特別障害者手当又は障害児福祉手当を受給している方</p>

サービスの名称等	内 容	対象者等
特別障害者手当	日常生活において、常時特別の介護を必要とする在宅重度障がい者に支給します。	在宅の重度障がい者(20歳以上)の方
障害児福祉手当	日常生活において、常時特別の介護を必要とする在宅重度障がい児に支給します。	在宅の重度障がい児(20歳未満)の方
障害者介護手当	在宅の重度障がい者を常時介護している同居の家族の方に支給します。	介護されている障がい者が市内に6か月以上在住する15歳以上65歳未満の方で、身体障害者手帳1・2級のねたきり又はこれと同様の状態にある方、知能指数が35以下の介護なしでは自力で日常生活ができない方
心身障害者扶養 共済制度	障がいのある方を扶養している方が、毎月一定の掛金を納めることにより、その方に万一のことがあったときに、障がいのある方に終身一定額の年金を支給する神奈川県制度です。	将来独立自活することが困難な知的障がい者、身体障がい者(1～3級)又は精神障がい者などを扶養している65歳未満の疾病や障がいのない健康な方
外国籍障害者等 福祉給付金	外国籍の障がい者で、国民年金を受けるために必要な要件を制度上満たすことができない方に支給します。	重度の障がい者(身体障害者手帳1・2級、療育手帳A1・A2、精神障害者保健福祉手帳1級)の方 中度の障がい者(身体障害者手帳3級、療育手帳B1、精神障害者保健福祉手帳2級)の方

担当課 子育て給付課 こども家庭支援係 ☎225-2241

特別児童扶養手当	
対象	知的又は身体障がい等の状態が中程度以上である20歳未満の児童を監護・養育している保護者の方に支給します。 (ただし、児童が施設に入所している時や保護者などの所得が一定額を超える場合は、支給されません。)
支給額	障がいの程度 1級(1人)・・・月額 56,800円 2級(1人)・・・月額 37,830円